

令和5年2月（定例会）

第130回

気仙沼市議会議案説明資料

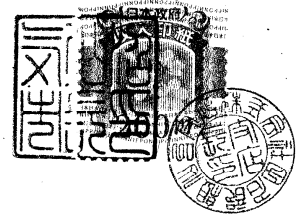
〔令和5年3月8日提出〕
追加議案分

目 次

(令和5年3月8日提出)

議案 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
63	南気仙沼復興市民広場整備外工事請負契約に係る変更契約の締結について	3	3	
64	気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	6	13	
65	令和5年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書



- 1. 工事番号 令和2年度 第 205号
- 2. 工事名 南気仙沼復興市民広場整備外工事
- 3. 工事場所 気仙沼市内の脇三丁目外2地内

令和2年9月25日締結した上記工事の請負契約の条件中下記の点について契約を変更する。

記

- 1 原請負代金額に対する 減額 一金 147,081,000 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 減額 13,371,000 円也
- 2 契約保証金に対する 増減額 一金 一円也
- 3 前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 4 中間前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 5 完成期日 原竣工期日 令和5年3月31日
変更竣工期日 ー
- 6 原契約書第42条の債務負担行為に係る契約の特則 ー
- 7 図面及び仕様書 (金額を除いた設計書) 別紙のとおり
- 8 特約事項 この仮契約書は、気仙沼市議会において議決された場合にのみ議決年月日をもって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づく契約書とみなす。

上記変更契約の証として、本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年2月17日

発注者 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市
気仙沼市長 菅原



受注者 住所(所在) 〒984-0038 仙台市若林区伊在2丁目22番12号
氏名(名称) 株式会社田名部組 仙台支店
執行役員支店長 加茂 智雄



南気仙沼復興市民広場整備外工事変更内容一覧

費目	単位	変更前		変更後		増減		主な変更理由
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	
①直接工事費	式	1	1,053,938,552	1	962,140,666		△ 91,797,886	
(1) 南気仙沼復興市民広場	式	1	292,674,232	1	286,789,703		△ 5,884,529	仮設工について、交通管理者との協議により、交通誘導警備員の配置を見直したことなどに伴う減
(2) 南気仙沼地区防災公園	式	1	204,038,236	1	202,830,548		△ 1,207,688	園路広場整備工について、園路の一部をトリムコースとして利用するため、既設コースと同様の舗装仕上げに変更したことによる減
(3) 旧曙橋撤去	式	1	281,909,573	1	280,138,400		△ 1,771,173	仮設工について、交通管理者との協議により、交通誘導警備員の配置を見直したことなどに伴う減
(4) 河川護岸	式	1	275,316,511	1	192,382,015		△ 82,934,496	・地盤改良工について、施工実績に基づき改良長を変更するとともに、施工により発生した土砂の数量が確定したことによる減 ・発生土の処理を搬出から再利用に変更したことなどによる減
②共通仮設費	式	1	156,508,375	1	148,284,055		△ 8,224,320	
③純工事費(①+②)			1,210,446,927		1,110,424,721		△ 100,022,206	
④現場管理費	式	1	280,753,000	1	255,311,000		△ 25,442,000	
⑤工事原価(③+④)			1,491,199,927		1,365,735,721		△ 125,464,206	
⑥一般管理費等	式	1	129,386,073	1	120,597,279		△ 8,788,794	
⑦工事価格(⑤+⑥)			1,620,586,000		1,486,333,000		△ 134,253,000	
請負率	99.60%							
請負金額(税抜)			1,614,026,000		1,480,316,000		△ 133,710,000	
消費税			161,402,600		148,031,600		△ 13,371,000	
請負金額			1,775,428,600		1,628,347,600		△ 147,081,000	

南気仙沼復興市民広場整備外工事変更契約推移表

(単位:円)

	現請負金額(a)	変更金額(b) (対a比)	変更後請負金額 (a+b)	竣工期限	契約日 (仮契約日)	議会上程
原契約 (議決)	1,386,000,000			R3.3.31	R2.9.25 (R2.9.17)	第113回定例会 議案
第1回変更 (決裁)	同上	—	—	R4.3.31	R3.3.22	—
第2回変更 (議決)	同上	132,376,200 (9.6%)	1,518,376,200	同上	R3.12.17 (R3.11.25)	第121回定例会 議案
第3回変更 (議決)	1,518,376,200	315,198,400 (20.8%)	1,833,574,600	同上	R4.2.22 (R4.2.2)	第124回定例会 議案
第4回変更 (決裁)	1,833,574,600	—	—	R5.3.31	R4.3.24	—
第5回変更 (議決)	同上	△58,146,000 (△3.2%)	1,775,428,600	同上	R4.9.22 (R4.8.15)	第127回定例会 議案
第6回変更 (議決)	1,775,428,600	△147,081,000 (△8.3%)	1,628,347,600	同上	(R5.2.17)	第130回定例会 議案

津谷小学校と小泉小学校の統合について

1 経過

教育委員会では、義務教育環境整備計画により平成24年度からの10年間で3段階に分け、小中学校の統合に取り組んでおり、これまで小学校7件、中学校3件の統合を進めてきた。

津谷小学校と小泉小学校の統合については、令和元年10月以降14回、延べ321名の出席をいただいて懇談会等を実施してきた。

小泉小学校区の懇談会においては、津谷小学校の校舎、周辺の道路や駐車場などの環境整備に対する御意見や、1年の準備期間では十分な話し合いができないのではないかといった不安が聞かれたが、校舎等の安全は確保されていること、下駄箱やロッカー等の修繕を予定していること、統合後の継続した話し合いが可能であること等を説明し、また、懇談を重ねる中で、保護者からは複式学級を解消し子どもたちの学習環境を整えたいという統合に前向きな御意見もいただくなど、保護者や地域の方々から御理解を得ることができた。

去る2月20日の小泉小学校区地区懇談会並びに同月28日の津谷地区振興会連絡協議会役員・津谷小学校学校運営協議会説明会及び同日夜の津谷小学校保護者・未就学児保護者説明会で、保護者や地区の方々の御理解をいただいたことから、令和6年4月1日に津谷小学校と小泉小学校を統合することとし、関係条例の改正等を行う。

2 説明会と懇談会

- ・ 令和元年10月 2日 津谷小学校PTA本部役員説明会（8名）
- ・ 令和元年10月 4日 小泉小学校PTA本部役員説明会（8名）
- ・ 令和元年12月 6日 小泉小学校保護者・未就学児保護者説明会（43名）
- ・ 令和2年 8月20日 小泉小学校PTA本部役員・小泉小学校PTA会長会・小泉地区振興会連絡協議会役員説明会（17名）
- ・ 令和3年11月12日 津谷小学校保護者・未就学児保護者説明会（11名）
- ・ 令和3年11月18日 小泉小学校保護者・未就学児保護者・小泉小学校PTA会長会・小泉地区振興会連絡協議会役員・小泉地域づくり協議会説明会（40名）
- ・ 令和4年 7月11日 小泉小学校保護者・未就学児保護者説明会（25名）
- ・ 令和4年11月25日 小泉小学校保護者・未就学児保護者説明会（23名）
- ・ 令和5年 1月17日 小泉小学校区地区懇談会（43名）
- ・ 令和5年 2月 6日 小泉小学校区地区懇談会（37名）
- ・ 令和5年 2月20日 小泉小学校区地区懇談会（31名）
- ・ 令和5年 2月27日 小泉小学校PTA本部役員・小泉地区振興会連絡協議会役員説明会（7名）
- ・ 令和5年 2月28日 津谷地区振興会連絡協議会役員・津谷小学校学校運営協議会説明会（20名）
- ・ 令和5年 2月28日 津谷小学校保護者・未就学児保護者説明会（8名）

3 話し合いの中でいただいた主な御意見

- ・ 統合することには賛成だが、津谷小学校に統合するなら、校舎の大規模改修、周辺の道路や駐車場などの環境整備をしてほしい。
- ・ 小泉小学校の保護者と津谷小学校の保護者が、新しい小学校を創っていくという意識で統合後の学校づくりを目指せるように、対等な話し合いの場を持ちたい。
- ・ 保護者としては、令和6年4月の統合は、子供たちのことを考えれば了承する。
- ・ よりよい統合になるために、統合準備会を早く始めることはできないか。
- ・ 準備会で協議しきれなかった事項は、統合後も話し合いを継続できるのか。

4 条例改正について

津谷小学校と小泉小学校の統合のため、気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正するもの。

今回の改正は、2つの学校を統合し、現津谷小学校の位置に置くためのものである。

今議会で議決をいただいた後に両校PTA代表及び地区代表等により組織する統合準備会において、統合校の校名や校歌等について検討していく旨を説明している。条例改正の方法等については、以下のとおりである。

- (1) 津谷小学校と小泉小学校の統合に伴う条例改正は、気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部改正条例を制定することにより行うが、当該条例は、令和4年12月第129回市議会において唐桑小学校と中井小学校の統合に伴う一部改正条例（気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年気仙沼市条例第31号））を制定し、令和6年4月1日の施行期日を迎えることになっている。

そのため、今回の津谷小学校と小泉小学校の統合に係る条例改正は、その一部改正条例を一部改正することにより行うもの。

- (2) 上記の一部改正条例の一部改正は、気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年気仙沼市条例第31号）の改め文そのものを改めることにより改正を行う。それを公布の日から施行することにより、改正内容を溶け込ませ、改正された条例で令和6年4月1日に施行することとする。

